

調 査 日		調査事項	備 考
梅 雨 期	5月10日まで	資器材等の点検	} 記録作成
	5月20日まで	補充後の検査	
台 風 期	8月10日まで	資器材等の点検	
	8月20日まで	補充後の検査	

なお、現在整備されている水防倉庫、富山県防災行政無線は、**附表－３**のとおりであり、富山県及び指定水防管理団体において備蓄している主要水防資材の種類及び数量は、それぞれ**附表－３の１・３の２**のとおりである。

また、国土交通省の備蓄している主要水防資材及び特殊資材の種類及び数量は、それぞれ**附表－３の３・３の４**のとおりである。

第２節 輸送の確保

１ 輸送計画の樹立

非常の際、水防資器材、作業員等の輸送を確保するため、各土木センター（事務所）所長は、管内の水防管理団体との輸送経路及び水防管理団体相互間の輸送計画をあらゆる事態を考慮して樹立するものとする。

また、水防管理者は、管内の重要水防箇所においてあらゆる状況を推定して、次のような輸送経路図を作成して所管の土木センター（事務所）所長に提出するとともに、近距離輸送のため、トラックその他輸送車の配備を計画するものとする。

- ・付近略図に道路幅員その他通路の分かる輸送網図
- ・万一に備えた多角的輸送路の選定図

２ 輸送機関の協力

西日本旅客鉄道株式会社、あいの風とやま鉄道株式会社及び富山地方鉄道株式会社並びにその他の輸送機関は、水防資器材等の輸送計画に対して協力するものとする。

第５章 通 信 連 絡

第１節 水防通信連絡系統

水防の通信連絡は、電話、富山県防災行政無線（電話番号及び富山県防災行政無線のかけ方は、**参考－１３**参照）を優先使用することを原則とし、非常の場合はテレビ、ラジオ等によって、迅速かつ正確に次の連絡系統により実施するものとする。

なお、通信連絡の万全を期するために、水防通信の発着点、資器材等の備蓄場及び水防作業現場等には、必ず自動車等による伝令等を常に配置するものとする。

（１）水防情報の通信連絡

連絡系統は、**附図－１・１の１**のとおりとする。

（２）気象情報等（水防上必要な警報・注意報等をいう。以下同じ。）の通知連絡

通知系統は、**附図－２・２の１**のとおりとする。

また、地震・津波情報は、**附図－２の２**のとおりとする。

- (3) 雨量、水位・流量、有義波高の通信連絡
連絡系統は、**附図－３・３の１・４・５**のとおりとする。

第２節 水防信号

富山県水防信号規則（昭和24年富山県規則第98号）の定めるところにより、水防に用いる信号は、次のとおりとする。

(1) 報知信号

河川の水位が量水標の示す警戒点（氾濫注意水位）に達したことを知らせるもの

(2) 出場信号

水防団員、消防機関及び水防協力団体に属する者の全員に出動を求めることを知らせるもの

(3) 避難信号

必要と認める区域の居住者に避難のため立ち退くことを知らせるもの

前記(1)から(3)までの信号は、次の方法によって発信する。

（水防信号）

方法 区分	サイレン信号				警 鐘 信 号			
報知信号	30秒 ○ー	6秒 休止	30秒 ○ー	6秒 休止	○	○ー○ー○ー○	○	○ー○ー○ー○
出場信号	5秒 ○ー	6秒 休止	5秒 ○ー	6秒 休止	○ー○ー○	○ー○ー○	○ー○ー○	
避難信号	5秒 ○ー	2秒 休止	5秒 ○ー	2秒 休止	○ー○ー○ー○ー○ー○ー○ー○ー○ー○			

備考

- 警鐘信号については、次のとおりとする。
 - 報知信号は、１点４点の交打
 - 出場信号は、３点打
 - 避難信号は、連打（乱打）
- 信号の時間は、サイレン信号の場合にあっては２分間、警鐘信号の場合にあっては５分間とする。
- 信号は、それぞれ併用することができる。
- 水災の危険が去ったときは、口頭で伝達する。
- 地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波の場合は、この表に準じて水防信号を発する。

第６章 水 防 活 動

第１節 気象情報等の通知及び雨量、水位・流量、波高等の観測・通報・公表

１ 気象情報等の通知

(1) 気象台の措置

富山地方気象台（以下「気象台」という。）は、富山県内における水防上必要な予報、警報及び情報を水防本部及び国土交通省へ通知するものとする。（気象業務法第14条の２）（**附図－２**